第 4804 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2013年)平成25年 8月 30日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 短期の損害保険契約に係る保険料を分割払いした場合

**Q**：保険期間が１年の損害保険契約の保険料を10回に分割払いする場合における保険料は、税務上どのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

【解説】

保険料は、継続適用を要件として、次のいずれかの方法により処理をすることが認められます。

①日割計上する方法

当期に帰属する日数に対応する保険料を日割計上する方法です。

②月払計上する方法

保険料を日割計上せず、月払いした時の費用として計上する方法です。

なお、この場合において、保険料の全額を契約日の属する事業年度の損金に計上することは次の理由から認められません。

イ．損害保険契約は、契約を締結しただけで債務が確定するというものではなく、保険期間の経過に従って確定するものであること

ロ．その事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額には、短期前払費用（その事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の費用）の適用がなく、損金の額に算入することが認められないこと